こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和5年2月15日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(市川市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 市川市子ども・子育て会議条例 (平成25年条例第13号) の一部を 次のように改正する。

第2条第1項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部改正)

第2条 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第14号)の一部を次のように改正する。 第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」 に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、 同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項

第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」

を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、 同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第 2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。 第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第 1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」 に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改 め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、 同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第 2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」 に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第 19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、 同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19 条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第 1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和39年条例第34 号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

(市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部改正)

第4条 市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例(昭和59年条例第11号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和46年条例第19 号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により子 ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、関係条例中の条文の整備を 行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。